（関税法施行令の一部改正）

2　関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項を次のように改める。

3　法第十二条第八項第三号ハに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同号ハに規定する政令で定める期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一　差し押さえた不動産（国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第八十九条の二第一項（参加差押えをした税務署長による換価）に規定する換価執行決定（以下この号において「換価執行決定」という。）がされたものに限る。）の売却代金につき交付を受けた金銭を当該差押えに係る関税に充てた場合　当該換価執行決定をした同法第二条第十三号（定義）に規定する行政機関等が滞納処分（その例による処分を含む。）において当該売却代金を受領した日の翌日からその充てた日までの期間

二　火薬類の爆発、交通事故その他の人為による異常な災害又は事故により、納付すべき税額の全部若しくは一部につき申告をすることができず、又は関税を納付することができない場合（その災害又は事故が生じたことにつき納税義務者の責めに帰すべき事由がある場合を除く。）　その災害又は事故が生じた日からこれらが消滅した日以後七日を経過した日までの期間

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

国税徴収法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十三号

国税徴収法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の施行に伴い、及び国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の規定に基づき、この政令を制定する。

国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地方税」の下に「、「公課」を加え、「第六号」を「第五号」に改め、「、地方税」の下に「、公課」を加える。

第三十五条第三項中「「社会保険制度の範囲」を削り、同項第八号中「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第二十五条の二第一項（一時金の支給）の一時金（平成十三年統合法附則第三十七条第一項（特例遺族共済年金の支給）に規定する特例遺族年金又は平成十三年統合法附則第四十二条第一項（特例遺族年金の支給）に規定する特例遺族年金又は平成十三年統合法附則第四十三条第一項（特例通算遺族年金の支給）に規定する特例遺族年金の支給に代えて支給されるものを除く」を「平成十三年統合法附則第三十条第一項（特例一時金の支給）に規定する特例一時金（同項第一号に掲げる者に支給される厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）による改正前の平成十三年統合法（以下この号において「平成三十年改正前平成十三年統合法」という。）附則第三十一条第一項若しくは第三十二条第一項若しくは第二項（特例退職共済年金の支給）に規定する特例退職年金、平成三十年改正前平成十三年統合法附則第三十九条第一項若しくは第五項（特例減額退職年金の支給）に規定する特例減額退職年金、平成三十年改正前平成十三年統合法附則第四十条第一項（特例通算退職年金の支給）に規定する特例通算退職年金又は平成三十年改正前平成十三年統合法附則第四十四条第一項若しくは第六項（特例老齢農林年金の支給）に規定する特例老齢農林年金に係るものに限る」に改め、同条第四項第五号中「解約手当金」を「解約手当金等」に改める。

第三十八条中「参加差押えの通知」を「参加差押えの手続」に、「それぞれ」を「、それぞれ」に、「参加差押えを」を「参加差押えを」に、「同条第四項」を「法第八十六条第四項」に改める。

第四十条の見出しを「（参加差押えに係る動産等の引渡しを受けた場合の措置）」に改め、同条第一項及び第二項中「引渡」を「引渡し」に改め、同条第四項中「引渡」を「引渡し」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第五項中「引渡」を「引渡し」に改める。

第四十一条第一項中「差押財産」の下に「（換価執行決定（法第八十九条の二第一項（参加差押えをした税務署長による換価）に規定する換価執行決定をいう。以下同じ。）がされたものを除く。）」を加え、「その差押」を「その差押え」に、「参加差押に」を「参加差押えに」に、「写」を「写し」に改め、「以下」を削り、「参加差押を」を「参加差押えを」に改め、同条第二項中「引渡」を「引渡し」に、「参加差押を」を「参加差押えを」に改め、同条第三項中「参加差押に係る財産の差押の解除時の措置」を「参加差押えの効力」に、「差し押えた」を「差し押さえた」に、「参加差押を」を「参加差押えを」に改め、同条第四項中「についての準用規定」を削り、「法第五十九条」を「第五十九条」に改める。

第四十二条の見出し中「参加差押」を「参加差押え」に改め、同条中「参加差押についての準用規定」を「参加差押えの制限、解除等」に改める。

第四十二条の三を第四十二条の六とし、第四十二条の二を第四十二条の五とし、第五章第三節中同条の前に次の三条を加える。

（換価執行決定に関する手続等）

第四十二条の二　換価同意行政機関等（法第八十九条の二第三項（参加差押えをした税務署長による換価）に規定する換価同意行政機関等をいう。以下同じ。）は、同項の規定による告知を受けた場合において、差し押さえた不動産（換価執行決定がされたものに限る。第三項において同じ。）につき当該換価執行決定前に交付要求書又は二以上の参加差押書の交付を受けているときは、これらの書類（これらの書類を引き渡すことができないときは、その写しとする。次項において「交付要求書等」という。）及びその差押えに関し法又はこの政令の規定により提出されたその他の書類のうち滞納処分に関し必要なもの（次項において「滞納処分関係書類」という。）を、換価執行税務署長（同条第四項に規定する換価執行税務署長をいう。以下同じ。）に引き渡さなければならない。

2　前項の規定による引渡しがあつた場合には、その引き渡された交付要求書等に係る交付要求をした行政機関等は、その交付要求をした時に、換価執行税務署長に対し交付要求をしたものとみなし、その引き渡された滞納処分関係書類は、当該換価執行税務署長に提出されたものとみなす。

3　換価同意行政機関等は、差し押さえた不動産につき強制執行、仮差押えの執行若しくは担保権の実行としての競売（以下この項において「強制執行等」という。）が開始されたとき、又は強制執行等の申立てが取り下げられたとき、若しくは強制執行等の手続が取り消されたときは、速やかに、その旨の換価執行税務署長に対する通知その他強制執行等の実施に伴い必要な事務を行わなければならない。

4　滞納者の不動産（換価執行決定がされたものに限る。）につき滞納処分が行われた場合における法第八十二条（交付要求の手続）、第八十四条（交付要求の解除）及び第八十六条（参加差押えの手続）の規定の適用については、法第八十二条第一項中「執行機関（破産法（平成十六年法律第七十五号）第百十四条第一号（租税等の請求権の届出）に掲げる請求権に係る国税の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所。第八十四条第二項（交付要求の解除）とあるのは「換価執行行政機関等（第八十九条の二第一項（参加差押えをした税務署長による換価）に規定する換価執行決定をした行政機関等をいう。第八十四条第二項（交付要求の解除）及び第八十六条第一項（参加差押えの手続）と、法第八十四条第二項中「執行機関」とあり、及び法第八十六条第一項中「滞納処分をした行政機関等」とあるのは「換価執行行政機関等」とする。